

(設置)

第 1 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項に基づく保育施設として認定こども園を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美唄市認定こども園 ひまわり	美唄市字美唄 1718 番地

(職員)

第 3 条 美唄市認定こども園 ひまわり(以下「認定こども園」という。)を管理運営するため、必要な職員を置く。

(長時間保育の実施)

第 4 条 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育(以下「長時間保育」という。)の実施は、児童の保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいの有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

2 前項に規定する児童に対し、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する児童に対する保育を行うほか、当該児童以外の 3 歳(当該年度の 4 月 1 日現在)以上の子どもを保育し、かつ、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。

(短時間保育の実施)

第5条 保育に欠けない児童の保育(以下「短時間保育」という。)は、前条第1項に規定する保育に欠ける児童以外の3歳(当該年度の4月1日現在)から小学校就学の始期に達するまでの児童に対し、前条第2項と同様の目標が達成されるよう長時間保育との合同によって行うものとする。

(特別保育事業の実施)

第6条 特別保育事業として、通常保育の時間終了後に、保護者が引続き預かりを希望する児童に対する延長保育事業を行うものとする。

(子育て支援事業の実施)

第7条 子育て支援事業として、児童及び保護者等に対し、次の事業を行うものとする。

- (1) 子育て親子と地域住民との交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3) 子育てに関する情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) その他市長が必要と認める支援事業

(定員)

第8条 第4条に規定する長時間保育及び第5条に規定する短時間保育の定員は、次のとおりとする。

区分	保育年齢	定員
長時間保育	1歳から5歳まで	30人
短時間保育	3歳から5歳まで	5人

(入所資格)

第9条 認定こども園は、次に掲げる児童について入所を認める。

- (1) 長時間保育は、第4条第1項に定める状態にある保護者が養育する児童
- (2) 短時間保育は、第5条に定める児童(第4条第1項に掲げる者を除く。)
- (3) その他市長が特に入所が必要と認める児童

(入所の制限)

第10条 前条の入所資格にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童については、入所を制限することができる。

- (1) 感染症又は他の児童に影響を及ぼす疾病にかかっているとき。

(2) 心身が虚弱であるため保育に耐えられないとき。

(3) 第4条の長時間保育を行う児童が保育に欠ける理由がなくなったとき。

(入所手続)

第11条 保護者は、その保護する児童の入所を希望するときは、市長に申込むものとする。

2 前項に規定する申込み及びこれに対する承諾その他の入所手続に関する事項は、規則で定める。

(保育料等)

第12条 認定こども園に入所した児童の保護者は、規則で定める保育料等を納付しなければならない。

(納付及び徴収方法)

第13条 保育料等の納付方法及び徴収の方法は、規則で定める。

(保育料等の減免)

第14条 市長は、保護者等が疾病、災害その他により生活が著しく困窮しているとき、その他必要があると認めるときは、保育料等の全部又は一部を減免することができる。

(補則)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、認定こども園への入所の申請その他の入所のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(美唄市保育所条例の一部改正)

2 美唄市保育所条例(昭和45年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(経過措置)

3 この条例による保育料等の規定については、平成25年度から適用し、改正前の美唄市保育所条例の規定による三井美唄保育所の保育料については、なお従前の例による。